

パートや派遣でお仕事をしている皆さん

## 育児休業や介護休業が 取れます！！

正社員だけではなく、有期雇用労働者（パート・派遣、契約社員など、契約期間の定めのある労働者）でも、休業後も働き続けることが見込まれる等一定の要件を満たせば、育児休業や介護休業を取得することができます。



有期契約従業員  
でも育児休業が  
取れるって？

### 育児休業制度

1歳に満たない子を養育する労働者は、男女を問わず、希望する期間、子供を養育するために休業することができます。

1歳までの育児休業は1人の子に対して原則2回に分割して取得できます。また、産後パパ育休と育児休業を合わせれば4回休業できます。

### 産後パパ育休制度(出生時育児休業制度)

1歳までの育児休業とは別に、原則として出生後8週間のうち4週間まで、2回に分割して休業することができます。(なお、出産された女性の場合、産後8週間は産後休業期間となるため、本制度は主に男性が対象となりますが、養子等を養育するなどの場合は女性であっても当然に対象となります。)

### 育児休業、産後パパ育休を取ることができる人は

正社員だけでなく、契約期間の定めのある労働者（有期雇用労働者）であっても、休業取得を申し出た時点において、次に該当する場合は休業を取得することができます。

#### ●育児休業を取得する場合

子が1歳6か月（2歳に達する日まで取得する場合は2歳）に達する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでないこと

#### ●産後パパ育休を取得する場合

子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでないこと

### 育児休業期間の延長

子が1歳以降、保育所等に入れられないなどの一定の要件を満たす場合は、子が1歳6か月に達する日までの間、育児休業を取得することができます。さらに、子が1歳6か月に達した時点で保育所等に入れられないなどの一定の要件を満たす場合、最長で子が2歳に達する日までの間、育児休業を取得することができます。

## 育児休業、産後パパ育休を取るための手続き

会社の規定を確認し、育児休業を取得する場合は、遅くとも休業開始1か月前までに会社に育児休業申出書を提出しましょう。産後パパ育休を取得する場合は、休業開始予定日の2週間前（労使協定を締結している場合は、2週間超から1か月以内で労使協定で定める期限）までに会社に育児休業申出書を提出しましょう。

規定がない場合でも、育児・介護休業法に基づいて申出ができます。

1歳以降の育児休業を申し出る場合、休業開始予定日から希望どおり休業するには、その2週間前までに申し出てください。

## 雇用保険による出生時育児休業給付金、育児休業給付金の支給

### ●出生時育児休業給付金

雇用保険に加入している方が、子の誕生日から8週間を経過する日の翌日までの期間内に、4週間（28日）以内の期間を定めて、子を養育するための産後パパ育休（出生時育児休業）を取得した場合に一定の要件を満たすと、原則として休業開始前賃金の67%が支給されます。

### ●育児休業給付金

雇用保険に加入している方が、1歳未満の子（保育園に入れられないなどの事情があれば最長2歳に達する日まで）を養育するために育児休業をした場合に、一定の要件を満たすと、原則として休業開始後6か月間は休業開始前賃金の67%、休業開始から6か月経過後は50%が支給されます。

## 介護休業制度

要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するために、対象家族1人につき93日を上限に3回に分割して休業を取得できます。

対象家族とは、配偶者（事実婚を含む）、父母（養父母含む）、子（実子及び養子）、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫で同居又は扶養しているかどうかは問いません。

## 介護休業を取ることができる人は

正社員だけでなく、契約期間の定めのある労働者（有期雇用労働者）であっても、介護休業取得を申し出た時点において、休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月経過する日までに労働契約が満了し、更新されないことが明らかでない場合は休業を取得することができます。

## 雇用保険による介護休業給付金の支給

雇用保険に加入している方が、要介護状態の家族の介護のために介護休業を取得した場合に一定の要件を満たすと、休業開始前賃金の67%が支給されます。

育児休業給付、介護休業給付について、詳しくは最寄りのハローワークへ

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

# 幼児を育てながら働き続けるために

## 短時間勤務制度

●事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者が利用できる短時間勤務制度（1日6時間）を設けなければならないことになっています。

(育児・介護休業法第23条)

## 所定外労働の免除制度

3歳未満の子を養育する男女労働者は、一定の要件を満たす場合、事業主に請求することにより所定外労働が免除されることになっています。

(育児・介護休業法第16条の8)

## 子の看護休暇

小学校の入学前の子を養育する男女労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年につき子が1人なら5日まで、子が2人以上なら10日まで、病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために休暇を取得することができます。  
(有給か無給かは会社の定めによります。)

(育児・介護休業法第16条の2、第16条の3)

育児休業が終わっても、  
子育てはまだ入口…



## 時間外労働、深夜業の制限

小学校入学前の子を養育する一定の男女労働者から請求があった場合は、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働を、または深夜（午後10時から午前5時まで）において労働をさせてはならないことになっています。

(育児・介護休業法第17条、第19条)

母性健康管理措置について  
もっと詳しく知りたい。

産休を取りたいと  
申し出たら退職勧奨を受けた。  
辞めたくないなので  
相談にのってほしい

育児休業を取ろうとしたら  
男のくせに、と言われた。  
どうしたらよいか。

母性健康管理、育児休業制度などについてもう少し詳しく知りたい方は…

●女性労働者の母性健康管理のために（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html)

●妊娠・出産に関する法制度についての情報提供サイト「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

●または、**鹿児島労働局雇用環境・均等室**へどうぞおたずねください。(電話099-223-8239)

# 家族を介護しながら働き続けるため

## 所定労働時間の短縮等の措置

●事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者について、①短時間勤務制度（短日数勤務なども含む）②フレックスタイム制度③時差出勤制度④介護サービスの費用助成のいずれか1つ以上の措置を設けなければならないことになっています。

(育児・介護休業法第23条)

交代で介護休業を取るから安心して！

## 所定外労働の免除

要介護状態の対象家族を介護する男女労働者は、一定の要件を満たす場合、事業主に請求することにより所定外労働が免除されることになっています。

(育児・介護休業法第16条の9)

## 介護休暇

要介護状態にある対象家族を介護する男女労働者は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年につき対象家族が1人なら5日まで、対象家族が2人以上なら10日まで、介護その他の世話のために休暇を取得することができます。  
(有給か無給かは会社の定めによります。)

(育児・介護休業法第16条の5、第16条の6)



## 時間外労働、深夜業の制限

要介護状態にある対象家族を介護する一定の男女労働者から請求があった場合は、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働を、または深夜（午後10時から午前5時まで）において労働をさせてはならないことになっています。

(育児・介護休業法第18条、第20条)

親は介護認定を受けてないが、介護休業は取れるだろうか。

子どもの介護休業は取れないと言われた。どうしたらよいか。

介護休業制度などについてもう少し詳しく知りたい方は…

- 仕事と介護の両立～介護離職を防ぐために（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/ryouritsu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/index.html)

- または、鹿児島労働局雇用環境・均等室へどうぞおたずねください。（電話099-223-8239）